

自由研究発表

野生動植物採捕割当制度による希少種ガバナンス
ーカリマンタン北東部の沈香樹種を事例としてー

Endangered species governance based on harvest quota system of wild fauna and
flora: A case study of agarwood-producing taxa in Northeast Kalimantan

佐野洋輔 (早稲田大学)

SANO Yosuke (Waseda University)

本研究は、カリマンタン北東部の沈香樹種の事例をもとに、インドネシアの野生動植物採捕割当制度（以下、割当制度）が希少種保全に何をもたらしているのかを明らかにするものである。

沈香とは、東南アジアの森林に自生する沈香樹種 (*Aquilaria* spp. および *Gyrinops* spp.) から採取される香木で、古くから東アジアや中東諸国へ輸出されてきた。2005年、生息地減少と過剰採取を理由に、全沈香樹種が「取引を規制しなければ絶滅のおそれのある種」としてワシントン条約の附属書Ⅱに掲載された。これにより、沈香の国際取引には輸出国側のワシントン条約管理当局による輸出許可証の発給が必要となった。割当制度とは、附属書Ⅱ掲載種の利用と保全を両立するために、その種の生存にとって有害とされない範囲で年間の採捕割当量と輸出割当量を設定する制度である。希少種保全にとって重要な制度であり、沈香樹種については割当制度を通じて「全利害関係者の協働による順応的管理」(LIPI and DEPHUT 2009)が行われているとされるが、管理の実態を明らかにした研究はない。

本研究では、第一に、割当制度の仕組みを、科学当局（国家研究革新庁）と管理当局（環境林業省）の役割を中心に概観する。第二に、カリマンタン北東部における割当制度の運用実態を、科学当局、管理当局、登録沈香業者へのインタビューをもとに描く。第三に、割当制度の枠外にある村レベルでの天然沈香の利用と保全の実態を、林業セクター、原産地社会、外来採集者の動きから分析する。以上を通じて、割当制度に基づく天然沈香ガバナンスは、エビデンス不足と法的実効力不足のために効果的な保全となっていないことを示す。そして、保全強化のために単に割当量を減らすことは、密輸の増加、原産地社会の排除、外来採集者の抵抗といった問題を生みうることを指摘した上で、こうした問題を避けながら利用と保全の両立するための課題を議論する。

参考文献

LIPI and DEPHUT. 2009. Report on NDF of agarwood for sustainability harvest in Indonesia.